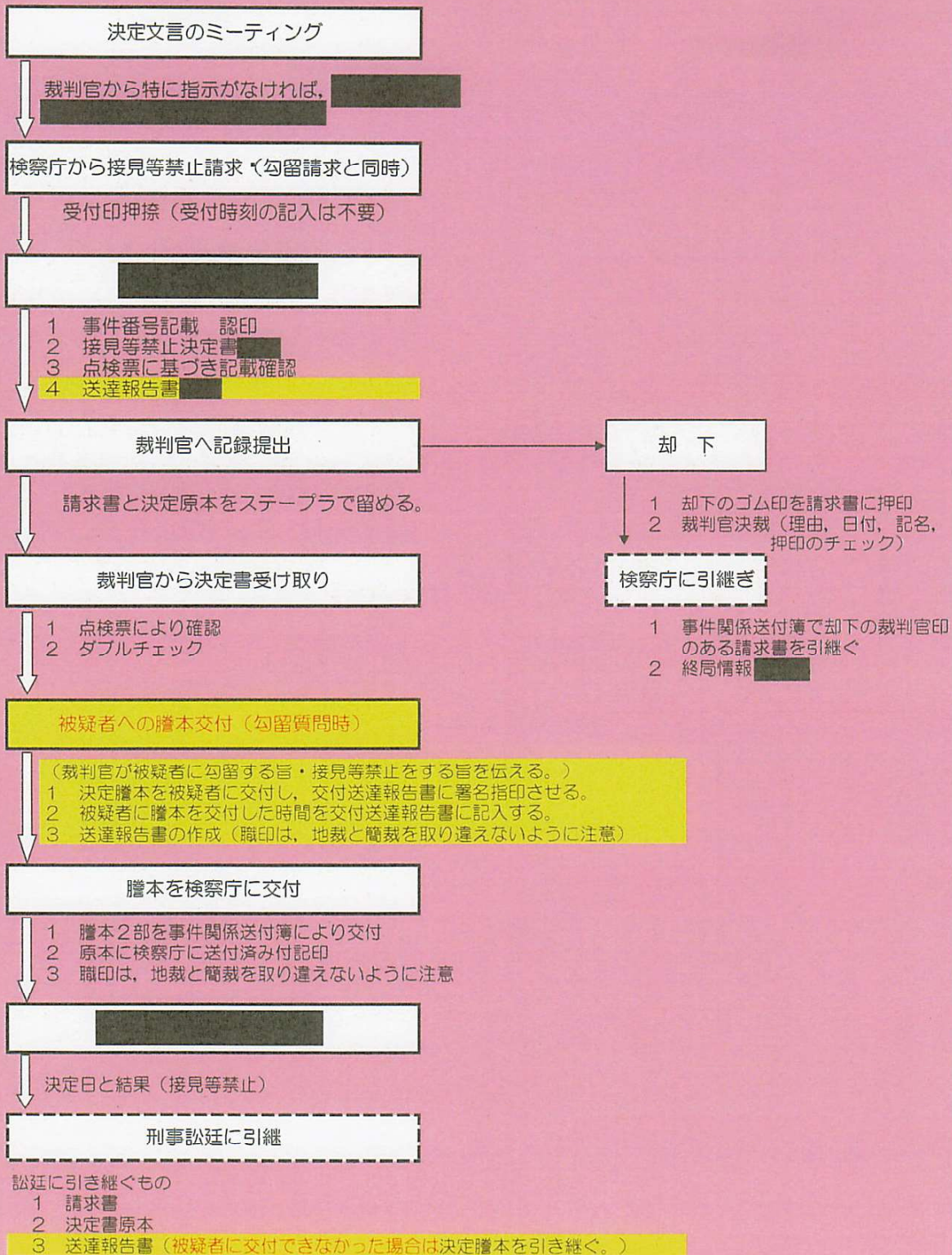
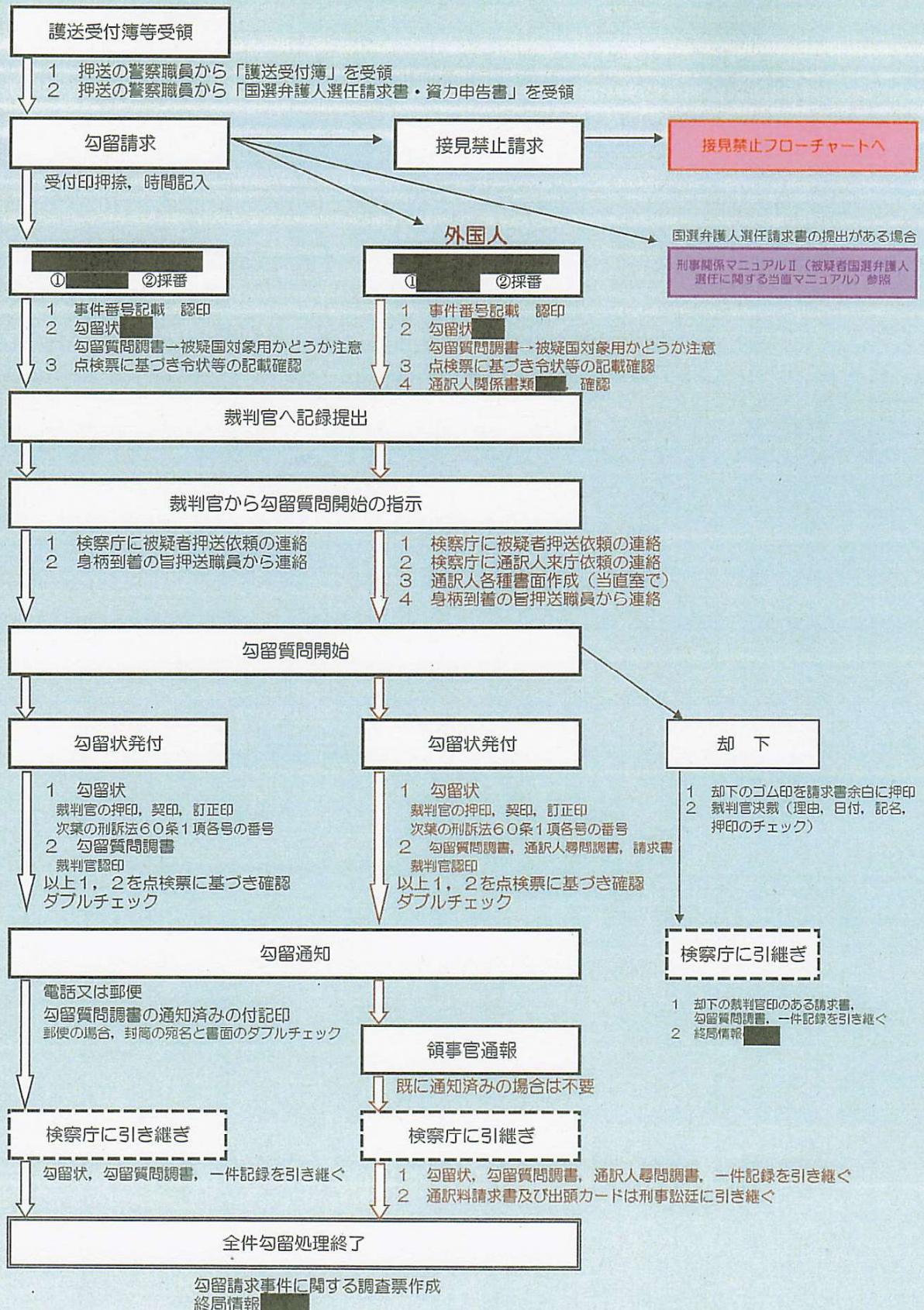


第 1 勾留請求

接見等禁止請求事件フローチャート



勾留請求事件フローチャート



勾留期間延長請求事件フローチャート

検察庁から勾留期間延長請求

↓
受付印押捺（受理時刻の記入は不要）

① 事件番号記載、認印
② 採番

- 1 事件番号記載、認印
- 2 勾留状2頁目の「勾留期間の延長」欄に裁判所名のゴム印を押す（「さいたま地方」または「さいたま簡易」）
- 3 請求書の記載内容確認（勾留状と照合）
 - ① 被疑者名
 - ② 被疑事件名
 - ③ 勾留請求の年月日
 - ④ 延長を求める期間
（通常、始期は、勾留請求の年月日から11日目（初日含む）
終期は、始期から10日以内（初日含む））

《例えば、勾留請求の年月日が、4月1日の場合》

延長を求める期間の
始期は、4月11日
終期は、4月20日までのいずれかの日
再延長の場合、

裁判官へ記録提出

↓
記録と一緒に勾留延長用印箱を裁判官に渡す

裁判官から記録受取り

- 1 点検票により確認
- 2 「勾留状を検察官に交付した年月日」欄に、日付記入、記名、押印（職印）
※ 職印について、地裁、簡裁注意

記録を検察庁に交付

↓
記録を事件関係送付簿により交付

に結果

決定日と結果（「延長」）

却下

- 1 却下のゴム印を請求書に押印
- 2 裁判官決裁（理由、日付、記名、押印のチェック）

検察庁に引継ぎ

- 1 事件関係送付簿で却下の裁判官印のある請求書を引継ぐ
- 2 終局情報（決定日と結果（「却下」））

勾留状2頁目のこの部分の処理をする。
1回目の延長のときは左側に、2回目の延長のときは右側に記載する。

☐は裁判官に記録を提出する前に処理
☐は裁判官が記載

※記録に綴じられたままの勾留状はゴム印等を押すので、同じぐらいの厚みの記録等を下敷きとして使用するとよい。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾 留 期 間 の 延 長	
延 長 期 間 平成 年 月 日まで	日付に誤りがないか（請求の期間内か、年度に誤りがないか等）確認 月 日まで
理 由 	理 由 理由の記載があるか、訂正箇所に訂正印があるか確認 日付（本日）に誤りがないか（年度に誤りがないか等）確認
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 「さいたま地方」または「さいたま簡易」のゴム印 裁判官の記名・押印
勾留状を検察官に交付した年月日 平成 年 月 日	本日の日付を記入に交付した年月日 平成 年 月 日
裁判所書記官	書記官の記名・押印（職印） 職印の地裁、簡裁に注意
勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分	勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分
刑事施設職員	刑事施設職員

（被疑者 ○○○○）

第1 勾留請求

1 当日朝

(1) 護送受付簿の受領

押送の警察職員が護送受付簿（当日の勾留請求予定一覧表）を持参するので、受領し、コピーをとって当直員全員及び令状当番裁判官に交付する。

その際に、1日の事務処理をどのように進めるかについて裁判官と打ち合わせる（立ち話程度でもよい）。

(2) 被疑者国選弁護人選任請求書・資力申告書（以下「請求書」という。）の受領

ア 押送の警察職員が、当日勾留請求予定の被疑者が既に作成している請求書を持参するので、内容を確認し、受領する。

イ 受領した請求書は、
受付印の押捺と立件を行う。

※ 勾留請求がされなかった被疑者の請求書は、

押送の警察職員に返還する。

(3) 勾留質問室の事前点検

2 勾留質問立会前の事務

(1) 検察庁からの請求、事件の配てん

ア 検察庁から勾留請求されたら、検察庁と一緒に持参する通付表（検察庁の事件関係送付簿のようなもの）に押印し、勾留請求書を受け取る。

イ 裁判官2名態勢の場合は、勾留請求書を受け取ったら、いずれかの裁判官に配てんする。

(2)

※ 当直室備付け「」参照

なお、[] 以下のとおり（ただし、④～⑦は要通訳事件の場合に限る。）

- ① 勾留状
- ② 勾留質問調書
- ③ 接見等禁止決定（請求がある場合）
- ④ 通訳人尋問調書
- ⑤ 宣誓書
- ⑥ 通訳人カード（「事件番号」欄及び「通訳言語」欄を手書きで記入する。）
- ⑦ 通訳人報酬請求書（事件番号を手書きで記入する。）

※ ①について

氏名が確認できない場合（運転免許証、外国人登録証明書の写し等が偽造されている等の可能性があり、真正であることが明らかにならない場合等）は「自称」となる。

氏名が判明しない場合は、通常、身体的特徴や被疑者の写真で特定される（規則147条2項（142条2項準用））。【ex.（別添写真の男）】

そのため、[] 勾留状の氏名欄に（別添写真の男）と追記する。

※ ⑥及び⑦は、通訳人が共通の事件については、通訳人ごとに1セット準備すればよい。その場合には、事件番号の末尾に「等」と記載する。

(3) 勾留請求書及び作成した書類の内容の確認

勾留請求書については、勾留状等点検票（書記官用）の「裁判官にあげる前の確認事項」の各事項及び人定事項を確認する。

勾留状等については、勾留状等点検票（書記官用）の「裁判官にあげる前の確認事項」の各事項を確認する。

(4) 請求書が提出されている場合の処理

* 「刑事関係マニュアルⅡ」の①参照

3 勾留質問立会事務

(1) 検察庁へ押送の連絡

ア 裁判官から勾留質問を行う旨の連絡があったら、検察庁当直室に連絡し、被疑者の身柄を勾留質問室に入れてもらうよう依頼する。 []

イ 要通訳事件

(イ) 検察庁に押送の連絡をする際に、通訳人に当直室まで来るよう伝えてもらう。

(ウ) 通訳人が当直室に来たら、空いている机や折りたたみの机等を適宜使用し、2(2)④～⑦の書類に必要事項を記入してもらう。

※ 通訳人に記入、押印してもらう事項は次のとおり

④（尋問調書）→事件ごとに作成

- ・ 「人定尋問」欄（
通訳人に内容に誤りがないか、または、変更がないかを確認してもらう。）

- ・ 通訳人署名押印欄

⑤（宣誓書）→事件ごとに作成

- ・ 通訳人の署名押印

⑥（通訳人カード）→通訳人ごとに作成

- ・ 「フリガナ」、「氏名」、「生年月日」、「職業」及び「住居」欄の電話番号（

通訳人に、内容に誤りがないか、または、変更がないかを確認してもらう。）

⑦（報酬請求書）→通訳人ごとに作成

- ・ 「請求者」欄の住所、氏名、フリガナ、押印（
通訳人

に、内容に誤りがないか、または、変更がないかを確認してもらう。）

- ・ 「振込先金融機関名」（支店名まで記入してもらう。）、 「預金種別」（いずれかを○で囲んでもらう。）、 「口座番号」

- ・ 請求書欄外に、捺印

(2) 勾留質問立会

ア

イ 勾留質問が始まったら、手続が適正に行われるよう（人定質問、黙秘権告知、弁護人選任権告知等）に留意する。

ウ 勾留質問調書作成

勾留質問の最後に、読み聞かせの上、被疑者に署名・指印させる必要があるため、それまでに調書を完成させる。

被疑事実に対する陳述が長くなった場合は、ある程度の手控えをとって、あとは裁判官に内容をまとめてもらってから調書に記載する。

エ 読み聞かせ

勾留質問の最後に、被疑者に作成済みの勾留質問調書を示し、内容を読み聞かせた上、内容に間違いがなければ、署名・指印（左手人差し指）させる。署名・指印を拒否したり、左手人差し指欠損のため他の指で指印したなどの場合には、その旨を調書に記載する（記載例は別紙１「勾留質問調書記載例」参照、なお勾留質問室の書記官席にも備え付けてある。）。

オ 勾留質問中に、請求書を作成させる場合

勾留質問中に被疑者が被疑者国選弁護人の選任を請求したい旨申し出た場合には、その場で資力申告書を作成させる。

資力が50万円以上ある場合には、被疑者国選弁護制度が基本的には貧困（資力50万円未満）の被疑者のための制度であることを説明し、まず当番弁護士を勧め、それでも国選弁護人を請求するということであれば、資力申告書と私選弁護人選任申出書を作成させる（私選弁護人選任申出書は、作成日付、署名・指印、生年月日、男女の別だけ記入させ、その他は書記官が記入すればよい。）。

カ 勾留質問中に、被疑者国選弁護人選任請求を取り下げさせる場合

予め資力申告書を提出していた被疑者が、請求を取り下げたい旨申し出た場合には、その場で取下書  作成させる。被疑者が「既に私選の弁護人選任届を作成し提出した。」または「私選弁護人を選任予定である。」旨申し出た場合にも、被疑者に国選弁護人を選任する必要があるか確認の上、「必要ない。」との回答であれば、取下書を作成させる。

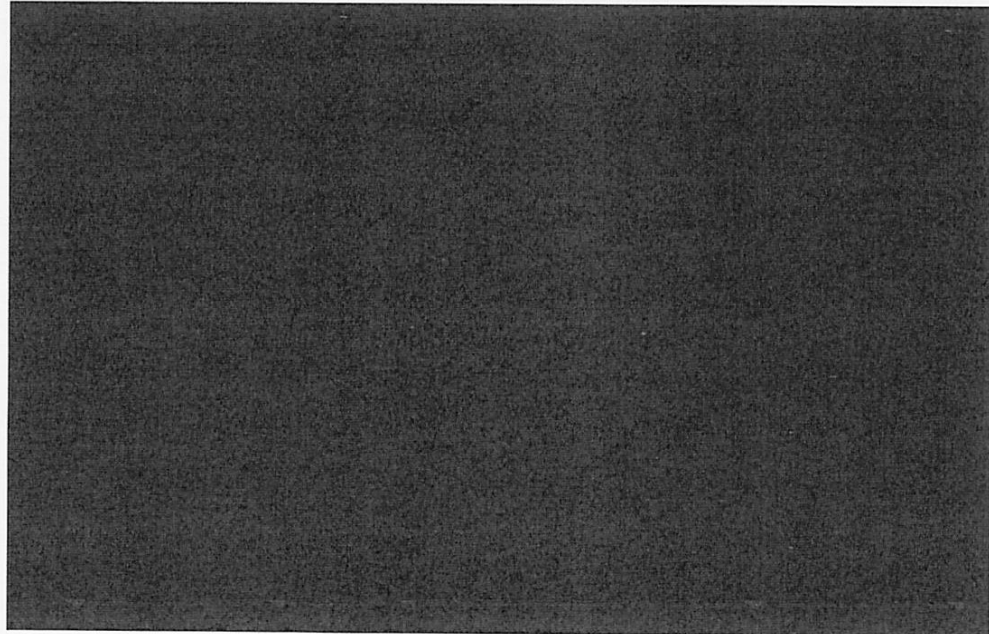
キ 要通訳事件の場合は、通訳人カードに通訳に要した時間（勾留質問開始から終了までの時間）を記載する（一人の通訳人が複数の事件を立ち会う場合は、その合計時間を記載する。）。

4 勾留質問立会後の事務

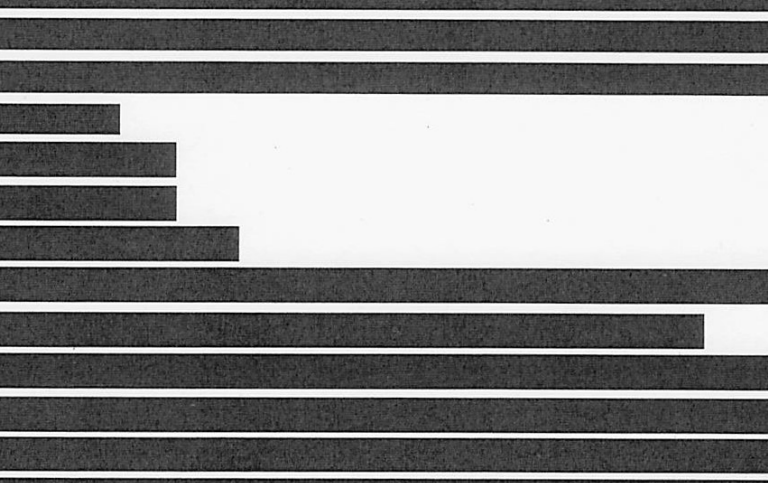
(1) 被疑者国選弁護人選任請求事件の処理

* 「刑事関係マニュアルⅡ」の①参照

(2) 勾留通知



勾留状が発付された場合で被疑者が勾留通知を希望している場合には、勾留質問立会後に、電話または郵便で勾留通知をする。

[illegible]

[redacted]
[redacted]
(3) 当番弁護士の要請があった場合の連絡

当番弁護士に連絡してほしいとの要請があった場合には、勾留先の留置施設を管轄する弁護士会（短縮ダイヤルあり）に連絡する（管轄については「刑訟からの連絡帳」内の「当番弁護士の連絡先一覧表」を参照）。

弁護士会の電話は留守番電話になっているので、以下の事項を吹き込む。

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
(4) 領事官通報

勾留された被疑者の母国が、領事関係に関するウィーン条約締結国か、また、日本との二国間条約を締結しているかによって、領事官通報の要否や方法も異なるが、ここでは、当直で頻繁に見かける外国人について、簡潔に説明する。

ア 中国人

中国人は、逮捕・勾留された場合に、必ず領事官通報をしなければならない。ただし、通常は、逮捕の直後に警察が領事官通報をしているため、記録から領事官通報をしていることが確認できる場合には、再度の領事官通報は必要ない。もっとも、逮捕の直後には領事官との面談を希望していなかったが、勾留質問の際に領事官との面談を希望する旨述べたときは、領事官面談を希望するという内容の領事官通報が必要である。

イ 中国人以外の外国人

中国人以外の外国人は、本人からの要請があった場合に領事官通報をすればよい。従って、逮捕の直後に警察が領事官通報をしておらず、勾留質問で本人から要請があった場合に領事官通報をすればよく、要請がない場合や、要請があってもすでに警察が領事官通報をしている場合は、領事官通報は不要である。

(5) [redacted]

ア [redacted]
[redacted]
[redacted]

イ [redacted]
[redacted]

ウ [redacted]
[redacted]

(6) 勾留請求を却下する場合

ア 「本件請求を却下する」のゴム印及び裁判官の記名印を勾留請求書の余白に押し、裁判官の決裁を受ける。その際、理由と日付も裁判官に記入してもらう。

イ 検察庁に、被疑者名及び勾留請求が却下になった旨を連絡し、検察官が準抗告を申し立てるか否かがわかり次第連絡をしてもらうように依頼する。

※ なお、準抗告を申し立てるとの連絡があった場合のその後の準抗告関係の処理は、本マニュアル「第3 準抗告」を参照。

ウ 被疑者国選弁護人選任請求書（資力申告書）が提出されている場合
検察庁に対し、準抗告の申立てをするか確認してください。

○ 検察庁から、準抗告の申立てをするとの連絡があった場合は、準抗告審の構成裁判官に国選弁護人選任の処理を引き継いでください。

※ 必ず「却下」の記載のある勾留請求書1頁目のコピーをとり、併せて引き継いでください。

○ 検察庁から、準抗告の申立てをしないとの連絡があった場合は、国選弁護人選任請求の却下手続を行います。

※ 具体的な処理方法については、刑事関係マニュアルⅡの「被疑者国選弁護人選任に関する当直事務処理Q & A」を参照してください。

(7) 記録の点検

勾留状等点検票（書記官用）の「勾留状発付に伴う確認事項」の各事項に従い、点検を行う。

(8) 検察庁へ引継ぎ

記録の点検を終えたら、事件関係送付簿で、次のとおり勾留状等を検察庁に引き継ぐ。

ア 勾留状発付、接見等禁止請求なし、通訳なしの場合

- ① 勾留請求書が添付されている事件記録
- ② 勾留状
- ③ 勾留質問調書

イ 勾留状発付、接見等禁止請求あり（接見等禁止）、通訳なしの場合

アの①～③に加えて

- ④ 接見等禁止決定謄本（2通）

ウ 勾留状発付、接見等禁止請求あり（請求却下）、通訳なしの場合

アの①～③に加えて

- ④ 却下の記載のある「接見等禁止請求書」原本

エ 勾留請求却下、通訳なしの場合

アの③に加えて

④ 却下の記載がある勾留請求書が添付されている事件記録

オ 通訳ありの場合

ア～エの各場合のものに加えて

通訳人尋問調書（宣誓書を添付し契印したもの）

(9) 通訳人報酬請求書

勾留質問を担当した裁判官の支給決定印を受けた上で「通訳人カード」とともに [REDACTED] ファイルで引き継ぎをする。

勾留質問調書記載例

被疑者の左手人差し指欠損等の場合

指印は、①左手人差し指 ②右手人差し指 ③その他の指 の順にさせる。

(注意) その他の指で指印させた場合には、どの指でさせたのかを調書上で明らかにしておく。

【調書記載例】

1 欠損

し、左手人差し指欠損のため左手中指で
以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者 ○ ○ ○ ○ ^{EP} 指印

2 負傷

し、左手人差し指を負傷しているため右手人差し指で
以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者 ○ ○ ○ ○ ^{EP} 指印

完全黙秘した場合

【調書記載例】

相違ないか質問したが黙秘し、署名指印を拒否した。
以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。
^{EP}

筆談による場合

【調書記載例】

被疑者は、耳が聞こえず、口が聞けないため、本勾留質問は全て書面で質問し書面で答えさせた。

以上のとおり^{EP}読み聞かせたところ、相違ない旨^{EP}申し立て署名指印をした。
^{EP} 閲覧さ 答え

被疑者 ○ ○ ○ ○ 指印

署名指印できなかった場合

【調書記載例】

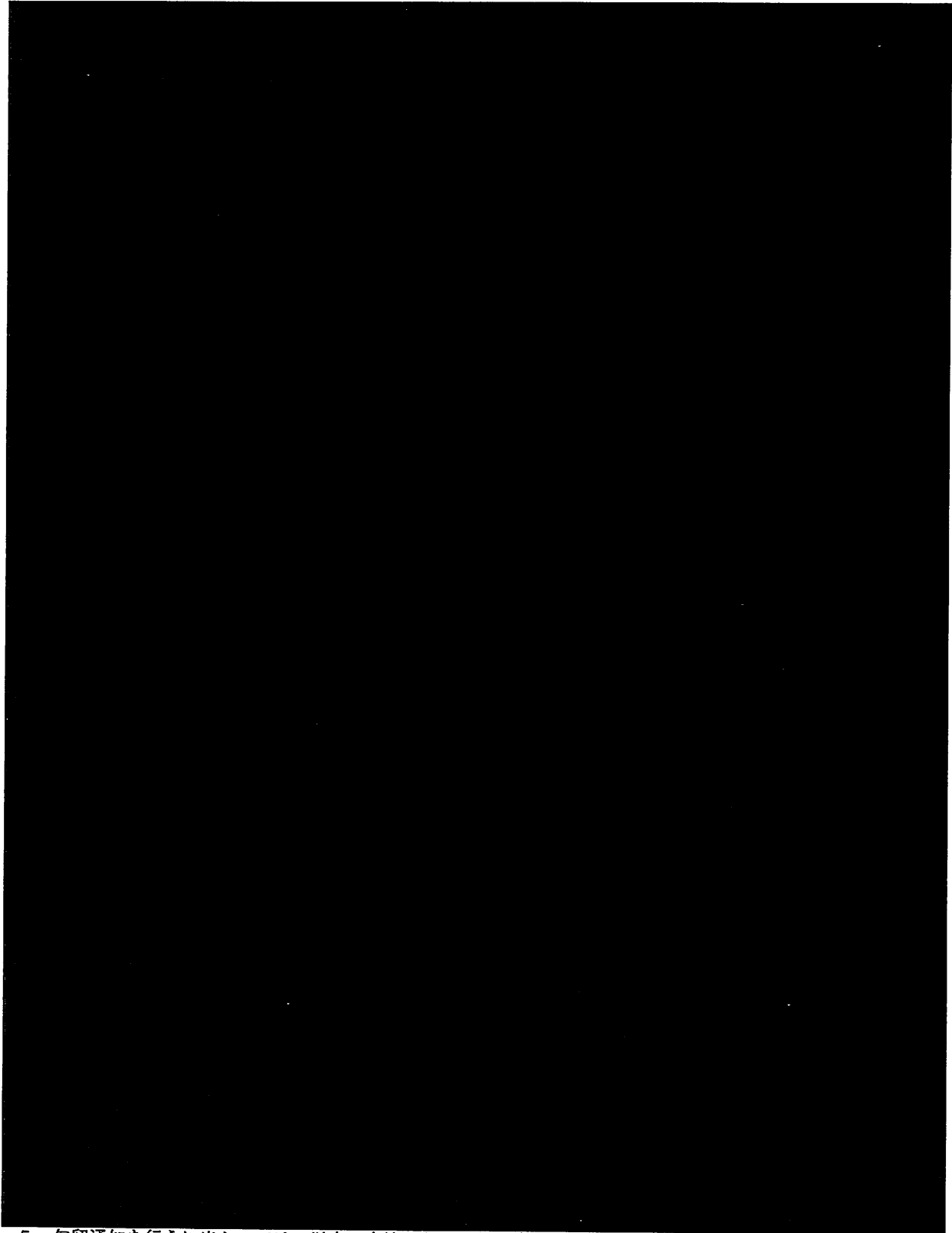
だが、体の震えのため署名指印できないと申し立てたので、署名指印させなかった。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。
^{EP}

(別紙2)

16.7.30 刑訟

電話による勾留通知の方法（さいたま地裁，さいたま簡裁）



5 勾留通知を行うに当たっては，以上の方法で行い，相手方から相談を受けても事実のみを回答し，事件に関わる内容や身柄の動静などについての必要以上の事は告知しないこととする。